

被告が策定した基準地震動の問題点

原告準備書面(7)より

被告が策定した地震動は過小評価であり、本件
原発の安全性は確保されていない

原告訴訟代理人 弁護士 大澤 理尋

被告の主張の基本的問題点

- 被告の策定したSsは全て、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び福島第一原発事故の発生前に策定された耐震設計審査指針に基づくものであって、その後得られた科学的知見を踏まえたものではない。
- 本件原発1号機は、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定以下「旧指針」という)の決定前に設置許可を受けた。
- 本件原発2号機ないし7号機は、いずれも旧指針の下で、原子炉の設置変更(増設)許可を受けた。
- したがって、本件原発の現在の安全性を問う本件訴訟において、最新の科学的知見に基づいてその安全性が判断されなければならないことは当然。

海域(海底)活断層の見落とし F-B断層の長さについて

- 被告は、当初活断層が存在していないとしていた



- 2007年12月5日「新潟県中越沖地震に対する柏崎刈羽原子力発電所の耐震性の検討状況について」:長さ約20キロメートルの活断層を認める



- 2008年5月12日「柏崎刈羽原子力敷地周辺の地質・地質構造中間報告書」:F-B断層の長さを約34キロメートルと「再訂正」

- ◎ 海域(海底)活断層の見落としは明らか